

9 昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間（平成十九年一元化法附則第五条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間をいう。）を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する旧地方公務員共済組合員期間（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十五条第一項の規定により当該旧地方公務員共済組合員期間に合算された期間を除く。）の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」とする。

10 昭和六十年九月以前の期間に属する旧私立学校教職員共済加入者期間（平成十九年一元化法附則第五条第十三号に規定する旧私立学校教職員共済加入者期間をいう。）を有する者に対する第五項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額（その月が昭和六十年九月以前の期間に属する旧私立学校教職員共済加入者期間の計算の基礎となつた月である場合は、その月の標準報酬月額に一・二二を乗じて得た額）」とする。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第九十三条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第六条中「厚生年金保険の被保険者であった期間」を「厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間」に改める。

附則第七条中「第二項各号（第一号を除く。）に掲げる期間」及び「第二項第二号から第四号までに掲げる期間」を「係るものに限る。」に改める。

附則第十三条第一項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第十四条中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、「とみなし、同法附則第十九条第二項及び第四項第二号の規定の適用については年金たる保険給付に要する費用」を削る。

附則第十六条第一項中「第十九項及び第二十項」を「及び第十九項から第二十二項まで」に改め、同条第二項中「第十五項、第十九項及び第二十項」を「第十六項、第十七項及び第二十項から第二十二項まで」に改め、同条第三項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改め、同条第二十項中「第七十八条」を「第七十八条第一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第

七十七条」を「第七十七条第一項」に、「第七十八条、第九十条第一項及び第四項」を「第七十八条第一項、第九十条第一項及び第五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「同法第五条第一項各号に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「技術的読替え」を「読替えその他必要な事項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第十七項を第十九項とし、第十六項を第十八項とし、第十五項を第十七項とし、第十四項の次に次の二項を加える。

15 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号。以下この項及び次項において「平成十九年一元化法」という。）の施行の日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が移行農林共済年金のうち遺族共済年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者又は子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、平成十九年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族共済年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

16 平成十九年一元化法の施行の日の前日において遺族である配偶者、子、父母又は孫が移行農林年金のうち遺族年金の支給を受けている場合において、その者が配偶者であるときは子、父母、孫及び祖父

母、その者が子であるときは父母、孫及び祖父母、その者が父母であるときは孫及び祖父母、その者が孫であるときは祖父母は、平成十九年一元化法の施行の日においてそれぞれ当該遺族年金の支給を受けることができる遺族でなくなるものとする。

附則第四十四条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

附則第四十六条第三項中「第六十条第四項」を「第六十条第三項」に改める。

附則第六十条第二項中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に改める。

附則第六十九条第二項中「被用者年金各法による年金たる給付」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付」に改める。

附則第七十三条第三項中「附則第八条第二項各号に掲げる期間」を「附則第八条第二項に規定する厚生年金保険の被保険者期間」に改め、同条第四項中「退職共済年金と」を「老齢厚生年金と」に、「障害共済年金と」を「障害厚生年金と」に改める。

附則第一百七十七条中「遺族共済年金」を「規定する場合」に、「を含む」を「が支給される場合を含む」

に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第九十四条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項第一号中「標準報酬額等平均額」を「標準報酬平均額」に改め、「第七条の規定による改正後の」を削り、同項第二号中「(第七条の規定による改正後の厚生年金保険法)」を「(同法)」に、「第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条第一項」を「同項」に改める。

附則第三条第三項を削る。

附則第二十一条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第二十三条第七項第二号中「国民年金法第五条第一項に規定する被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改め、同条第十項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

附則第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

(年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正)

第九十五条 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 厚生年金保険法第七十九条の五第一項に規定する積立金の資産の構成の目標を定めること。

第二十一条第一項第四号中「厚生年金保険の被保険者」の下に「(厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者に限る。)」を加える。

第二十六条中「決算完結後」を「通則法第三十八条第一項の規定による同項に規定する財務諸表の提出後」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第九十六条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の三条を加える。

(追加費用対象期間を有する更新組合員に係る退職共済年金の額の特例)

第十三条の二 第七条第一項各号の期間その他の政令で定める期間(以下この条から第十三条の四までに
おいて「追加費用対象期間」という。)を有する更新組合員に対する退職共済年金の額(国民年金法の
規定による老齢基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に
相当するものとして政令で定めるところにより算定した額(第三項において「老齢基礎年金の組合員期
間相当額」という。))を加えた額とし、同法の規定による障害基礎年金(組合員である間に当該障害基
礎年金の支給事由となつた障害に係る同法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があ
るものに限る。))が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とし、同法の規定による障
害基礎年金(組合員でない間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る同法第三十条第一項に
規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。))が支給される場合には、当該障害基礎年金
の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額(第三項
において「障害基礎年金の組合員期間相当額」という。))を加えた額とする。以下この項及び次項にお

いて「控除前退職共済年金額」という。）が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の再評価率（新法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。）の改定の基準となる率であつて政令で定める率（以下この条から第十三条の四までにおいて「改定基準率」という。）を順次乗じて得た金額を超えるときは、退職共済年金の額は、新法第七十七条第一項及び第二項、新法第七十八条第一項、新法第七十八条の二第四項、新法附則第十二条の四の二第二項及び第三項（新法附則第十二条の四の三第一項及び第三項、新法附則第十二条の七の二第二項並びに新法附則第十二条の七の三第二項及び第四項においてその例による場合を含む。）、新法附則第十二条の六の二第四項、新法附則第十二条の六の三第一項、第三項及び第四項、新法附則第十二条の七の五第一項、第四項及び第五項並びに新法附則第十二条の八第三項及び第七項並びに第十一条の規定にかかわらず、控除前退職共済年金額を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「退職共済年金控除額」という。）をこれらの規定により算定した額から控除した金額とする。

2 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて当該退職共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額（国民年金法の規定による老齢基礎年金が支給される場合には、老齢基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とし、同法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額又は障害基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とする。）より少ないときは、当該乗じて得た金額をもつて当該控除後の退職共済年金の額とする。

4 退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号。以下「地方の新法」という。）による年金である給付その他のこれらに相当する年金である給付として政令で定めるものの支給を受けることができるときは、当該退職共済年金の額は、前三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

5 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員に対する退職共済年金の額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

(追加費用対象期間を有する者に係る障害共済年金の額の特例)

- 第十三条の三 追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金の額(国民年金法の規定による障害基礎年金(当該障害共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される障害基礎年金に限る。以下この条において同じ。))が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を加えた額とする。以下この項及び次項において「控除前障害共済年金額」という。)が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額を超えるときは、障害共済年金の額は、新法第八十二条第一項及び新法第八十三条第一項並びに第十二条の規定にかかわらず、控除前障害共済年金額を組合員期間の月数(当該月数が三百月未満であるときは、三百月)で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額(次項において「障害共済年金控除額」という。)をこれらの規定により算定した額から控除した金額とする。
- 2 前項の規定による障害共済年金控除額が控除前障害共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて当該障害共済年金控除額とする。
- 3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の障害共済年金の額が二百五十万円に平成二十一

年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額（国民年金法の規定による障害基礎年金が支給される場合には、当該障害基礎年金の額を控除した額とする。）より少ないときは、当該乗じて得た金額をもつて当該控除後の障害共済年金の額とする。

4 前三項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者に対する障害共済年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

（追加費用対象期間を有する者の遺族に係る遺族共済年金の額の特例）

第十三条の四 追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金の額（国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該遺族共済年金と同一の給付事由に基づいて支給される遺族基礎年金に限る。以下この条において同じ。）が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額を加えた額とする。以下この項及び次項において「控除前遺族共済年金額」という。）が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額を超えるときは、遺族共済年金の額は、新法第八十九条第一項及び第二項並びに新法第九十条並びに第十三条の規定にかかわらず、控除前遺族共済年金額を組合員期間の月数（新法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済

年金にあつては、当該月数が三日月未満であるときは、三日月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額（次項において「遺族共済年金控除額」という。）をこれらの規定により算定した額から控除した金額とする。

2 前項の規定による遺族共済年金控除額が控除前遺族共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて当該遺族共済年金控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の遺族共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額（国民年金法の規定による遺族基礎年金が支給される場合には、当該遺族基礎年金の額を控除した額とする。）より少ないときは、当該乗じて得た金額をもつて当該控除後の遺族共済年金の額とする。

4 遺族共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する者の遺族である者に限る。）が、退職共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）、地方の新法による年金である給付その他のこれらに相当する年金である給付として政令で定めるものの支給を受けることができるときは、当該遺族共済年金の額は、前三項の規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令

で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

5 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族共済年金の額の算定に
関し必要な事項は、政令で定める。

第三十条第一項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「地方の新法」と
いう。）」を「地方の新法」に改める。

第九十七条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 新法 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九
年法律第 号）第三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法をいう。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十八条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）の一部を次のよ
うに改正する。

附則第十六条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8. 退職共済年金の支給を受ける者が施行法第七条第一項各号の期間その他の政令で定める期間（以下「追加費用対象期間」という。）を有する更新組合員等である場合における施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに第十一条」とあるのは、「、第十一条並びに昭和六十年改正法附則第十六条第一項又は第四項」とする。

附則第十七条に次の一項を加える。

3 退職共済年金の受給権者が前項各号に掲げる者であつて追加費用対象期間を有する更新組合員等である場合における施行法第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「新法第七十八条第一項」とあるのは、「新法第七十八条第一項（同条第二項に定める金額について昭和六十年改正法附則第十七条第二項の規定を適用する場合を含む。）」とする。

附則第二十一条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 前項（第二号を除く。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける者のうち追加費用対象期間

を有する更新組合員等に対する退職共済年金の額（その者が老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当する額として政令で定めるところにより算定した額（第四項において「老齢基礎年金の組合員期間相当額」という。）を加えた額とし、障害基礎年金（組合員である間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る新国民年金法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。）の支給を受けるときは、当該障害基礎年金の額を加えた額とし、障害基礎年金（組合員でない間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る同条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。）の支給を受けるときは、当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額（第四項において「障害基礎年金の組合員期間相当額」という。）を加えた額とする。以下この項及び次項において「控除前退職共済年金額」という。）が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の再評価率（共済法第七十二条の二に規定する再評価率をいう。）の改定の基準となる率であつて政令で定める率（第四項において「改定基準率」という。）を順次乗じて得た金額を超えるときは、退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、控除前退職共済年金額のうち追加費用対象期間に係る部分に